

記入例

様式第7号（第6条関係）

市川市施設等利用費及び預かり保育利用料助成金請求書
（償還払・預かり保育事業用）

日付は空欄

年 月 日

市川市長

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項及び市川市預かり保育利用料助成金交付規則第5条の規定に基づき、施設等利用費及び市川市預かり保育利用料助成金の給付について、下記のとおり請求します。また、本請求に関し、市川市が次に掲げる事項を行うことに同意します。

- (1) 請求者と認定子どもの居住状況について、住民基本台帳で確認すること。
(2) 請求者と認定子どもの関係を確認すること。
(3) 請求者と認定子どもの関係について確認すること。
(4) 請求者と認定子どもの関係について確認すること。

必ず自署してください

【使用不可】

・修正液、修正テープ
・文字を消せるボールペン
※修正の場合は二重線+訂正印

記

1. 施設等利用料認定保護者（請求者）

フリガナ	イチカワ タロウ	認定 子ども との 続柄	父	生年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
氏 名	市川 太郎			〒〇〇〇-〇〇〇〇	市川市〇〇〇〇〇丁目〇-〇
※償還払いの場合の振込先は請求者名義の口座です					

該当する種別に✓を記入

2. 認定子ども ※認定子どもごとに申請して下さい。

認定種別	☒ 第2号 ☐ 第3号 ☐ 満3歳児	認定番号	
フリガナ	イチカワ サブロー	生年月日	令和〇〇
氏 名	市川 三郎		

認定通知書に記載の番号
を記入。分からない場合、
記入なしでも構いません。

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校

幼稚園等名称	〇〇〇〇幼稚園	所在地	☒ 市内 ☐ 市外
--------	---------	-----	--

4. 償還払いの振込先※1

金融機関名	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座
〇〇 銀行 信用金庫 〇〇 支店	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用組合 〇〇 出張所	口座名義(カタカナ)	イチカワ ハナコ

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、下記の委任状を記入してください。

委任状

私（上記請求者）は下記の者を代理人として定め、施設等利用費について権限を委任します。

請求者と振込先名義が異なる場合のみ、
代理人(振込先名義人)を記入

代理人 住所 市川市〇〇〇〇〇丁目〇-〇
氏名 市川 花子

5. 在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払い※²について

①	幼稚園が預かり保育を実施していない場合又は預かり保育の提供時間や日数が一定の要件に満たない場合 ⇒ 認可外保育施設等の利用料も 対象、記入
②	幼稚園の預かり保育時間（教育時間含む）が8時間以上かつ年間開所日数200日以上の場合 ⇒ 認可外保育施設等の利用料 対象外、記入不要
③	※認可外保育施設等…認可外保育施設、一時預かり事業、病児(後)保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

注) 上記の表に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※² 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還払い」を受けることができる場合は、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合をいいます。ただし、法第30条の4の認定種別が第2号または第3号の場合に限ります。

6. 在籍園の預かり保育事業及び認可外保育施設等の利用※³における施設等利用費及び市川市預かり保育利用料助成金の請求の内訳

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d)※ ³ ※ ⁴	預かり保育利用料aからcを減じて得た額(e)※ ⁵	請求額※ ⁶ (「c+d」と月額上限額を比較して低い方の金額とeの金額を合算した額を記入)
	施設に支払った金額(a)※ ⁴	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)			
年 月						円	円
年 月						円	円
年 月						円	円
年 月						円	円
年 月						円	円
年 月						円	円
年 月						円	円
年 月						円	円
年 月						円	円
年 月						円	円
年 月						円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円	円
請求額合計							円

記入不要

※金額に誤りがあった場合は訂正印等で訂正することができませんので、再提出が必要になります。
園が作成した「市川市特定子ども・子育て支援の提供に係る領収額証明書兼提供証明書」を見て市が転記をしますので、空欄のままご提出ください。

※³ 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。ただし、法第30条の4の認定種別が第2号または第3号の場合に限ります。

※⁴ 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証（口座振替の場合は通帳の写し等の確認ができる書類等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

※⁵ (e)の金額が月額上限10,000円を超える場合は、上限額（10,000円）を記入してください。

※⁶ 法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円が「月額上限額」となります。